

2017年3月14日

「小学校学習指導要領案について」の意見

山口県高等学校教員組合

1. 「改訂案」は、前文を新たに設け、教育基本法の第2条の目標を掲げ、「これからの時代に求められる教育の実現」のために、「学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し」、「必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程」で明確にし、「社会との連携及び協働によりその実現」を図る「社会に開かれた教育課程」を打ち出しています。

しかし、「社会に開かれた教育課程」とは、どのような社会に開かれているのか、誰がその社会を決めているのか極めて曖昧です。結局は人格形成が「学校教育を通してよりよい社会をつくる」という特定の方向に方向付けられるという結果をまねきかねません。したがって、教育内容、教育方法、資質・能力も子どものさまざまな能力の成長・発達を促すという視点からではなく、社会の変化を前提に、それへ子どもたちをいかに適応させるかを根幹に置いているものであり、学校教育を通じてグローバル人材の育成、「愛国心」の押しつけなど国や財界の意向にそった人材を育成することをめざすものとなっているのではないかと思います。

成長・発達の主体はあくまでも子ども自身です。子どもたちが、どのような資質や能力を身につけるかは、それぞれが学び続ける中でつかみ取っていくものであり、保護者や地域、教職員とともに考え、合意を積み重ねながらつくっていくものです。

2. 「改訂案」は、中教審「答申」（2016年12月21日）にもとづき、①「何ができるようになるか」、②「何を学ぶか」、③「どのように学ぶか」、④「子供一人一人の発達をどのように支援するか」、⑤「何が身に付いたか」、⑥「実施するために何が必要か」について全面的に具体化しています。

これまでの学習指導要領は、主に「何を学ぶか」（教育内容）を中心に、その一定の水準を示したものでした。しかし、このように育成を目指す資質・能力から内容、方法、評価、カリキュラム・マネジメントまで、「法的拘束力」を持つと言われる学習指導要領で示すことは、「大綱的基準」である学習指導要領の枠を逸脱したものと云わざるをえません。国家権力の教育への介入は抑制的であるべきです。方法についても「アクティブ・ラーニング」という表記はなくなったものの、「主体的・対話的で深い学びの実現」のための授業改善項目を示しており、特定の方法を押しつける懸念は払拭されていません。

これでは教育における自由や自主性・創造性、教職員の専門性を奪い、教育活動を窒息させてしまいかねません。

3. 「改訂案」は、「家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことが重要である」と家庭や地域に学習指導要領への協力・協働を要請しています。教育課程は、保護者・地域と教職員が子どもたちの実態を踏まえてつくっていくものであり、この点でも学習指導要領の枠を逸脱したものと云わざるをえません。

4. 「学びの質と量を重視するものであり、学習内容の削減を行うことは適当ではない」（中教審「答申」）を受け、「改訂案」は、現行でも過密な内容であるにもかかわらず、いっそう学習内容を増加させる方向性を打ち出しました。子どもたちの学習負担がより重くなることが懸念されます。とりわけ、外国語（英語）教育での単語数や小学校4年生の国語で都道府県名の漢字など、子どもたちの負担をいっそう増大させるものとなっています。学年別漢字配当表では4年で193字、5年で191字であるなか、なぜ小学校高学年で英語の単語を600字～800字など、数倍も覚えなければならないのか理解に苦しみます。発達段階との関連や系統性の問題等も含め、改善されるどころかいっそう矛盾を広げるものとなっています。

5. 小学校での総授業時数増について、小学校における外国語（英語）教育について、「道徳の教科化」については、別に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案等について」の意見で表明したとおりです。

以上のことから、小学校学習指導要領案を憲法と子どもの権利条約にもとづき抜本的に見直すことを求めるものです。

以上